

平成 28 年

第 2 回市議会定例会 議案第 4 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 13 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

選挙長，投票所の投票管理者，期日前投票所の投票管理者，開票管理者，投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立会人，開票立会人および選挙立会人	勤務 1 回につき，選挙長にあつては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額，投票所の投票管理者にあつては同項第 2 号に掲げる額，期日前投票所の投票管理者にあつては同項第 3 号に掲げる額，開票管理者にあつては同項第 4 号に掲げる額，投票所の投票立会人にあつては同項第 5 号に掲げる額，期日前投票所の投票立会人にあつては同項第 6 号に掲げる額，開票立会人にあつては同項第 7 号に掲げる額，選挙立会人にあつては同項第 8 号に掲げる額
---	--

を

<p>選挙長，投票所の投票管理者，共通投票所の投票管理者，期日前投票所の投票管理者，開票管理者，投票所の投票立会人，共通投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立会人，開票立会人および選挙立会人</p>	<p>勤務1回につき，選挙長にあつては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項第1号に掲げる額，投票所の投票管理者にあつては同項第2号に掲げる額，共通投票所の投票管理者にあつては同項第3号に掲げる額，期日前投票所の投票管理者にあつては同項第4号に掲げる額，開票管理者にあつては同項第5号に掲げる額，投票所の投票立会人にあつては同項第6号に掲げる額，共通投票所の投票立会人にあつては同項第7号に掲げる額，期日前投票所の投票立会人にあつては同項第8号に掲げる額，開票立会人にあつては同項第9号に掲げる額，選挙立会人にあつては同項第10号に掲げる額</p>
--	--

に

改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、  
共通投票所の投票管理者および投票立会人に報酬を支給することとし、  
ならびに規定を整備するため